

報告第12号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第2号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年5月31日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
2	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 18,700	円 18,700	備前市***** 〇〇〇〇	令和3年5月13日17時40分頃、備前市立日生中学校敷地内北側において、サッカー部の生徒が部活動中に蹴ったボールが防球ネットを越え、相手方2階窓ガラスを破損させたもの